

第 1 0 回河南町協働のまちづくりを考える懇話会 資料②

～『河南町版まちづくり基本条例(仮称)』の制定にあたり、これまでの懇話会でとりまとめられた主な意見～

第3回 (前文)	①まちづくりを通じて河南町の魅力を発信する。 ②まちづくりを通じて河南町の美点を未来に引き継ぐ。 ③まちづくりを通じて河南町の課題を克服する。 ④まちづくりを通じて河南町の望ましいあり方を目指す。	(魅力の例、豊かな自然、史跡、伝統行事を通じた地域内のつながり) (美点の例、環境・伝統的農業を生かした人づくりの精神、高いエコ意識等精神的なプラス要素) (課題の例、交通の利便性の向上、近隣自治体との連携の強化、観光客が立ち寄り留まるような飲食店施設の整備) (あり方の例、外部からの移住を受け入れやすくする、住民と町が課題を共有し、継続して課題解決に取り組む)
第4回 (住民参画・地域コミュニティの概念)	①河南町にふさわしい住民参画として、パブリックコメントや意見交換だけでなく、タウンミーティングやワークショップ等による意見のやり取りも行う。 ②住民、議会、行政の間で双方向性の持つ情報発信を実現し、双方が積極的に動くことで、まちづくりを活性化させる。 ③双方向性の持つ情報発信のために、タブレット端末の配布など、新たな情報ツールの導入・活用も考慮する。 ④住民やコミュニティ団体がまちづくりに積極的に参画できるような、参画の手段を考える。	
第5回 (住民参画の具体的なあり方)	①平成23年8月の自治法改正により、総合計画の策定義務がなくなったが、将来のまちづくりの指針として、総合的な計画の策定は必要。 ②議会が正常に機能している現時点では、住民投票に関する条文は不要。全国的に住民投票を住民が適切に使いこなせられるようになるまで、条文化する必要はない。 ③行政と住民との直接対話のあり方として、河南町独自の住民参画であるタウンミーティングを盛り込む。 ④審議会を設置する際には、公募枠を多く設定することで、住民の自発的な参画の機会を確保する。	
第6回 (地域コミュニティの具体的なあり方)	①コミュニティ活動に対して住民は尊重することに努める(ただし、その結果まちづくりへの参画が進捗しないようであれば、より強い表現で尊重を求める)。 ②コミュニティの活性化には、住民の自主的な参画が問われる。 ③町外の人間がまちづくりにおいて活躍する場としても、コミュニティは必要。 ④地域の活力維持のために、将来の地域を担い、高齢者を支える力を確保するために、子どもの育成という視点は条文化する。 ⑤コミュニティ同士が連携することで、コミュニティの孤立化を防ぎ、地域の課題解決のためのより大きな活動が可能となる。	
第7回 (協働のまちづくりに対応した行政運営のあり方、条例の見直し)	①行政は、コミュニティの現状等について情報発信することで、住民がコミュニティへ参加するうえで参考となる方向性(傾向)を示す。 ②行政職員は、直接住民と接するため、親身な対応を養う。また地域内の現場に飛び出し、実情の把握に努める。 ③現状では、担当職員以外は当該のまちづくりに参画していないので、担当外の職員全般も参画し、まちづくりに対する認識を高めるべき。 ④まちづくりやコミュニティ活動について住民が相談できる組織が欲しい。 ⑤法令遵守(コンプライアンス)の概念は一般的になりつつあるが、あらためて周知するためにも、条文に規定する。 ⑥南河内地域は歴史的な史跡も豊富で、それらを活用したまちづくりのためにも、他の自治体との連携は必要。 ⑦5年に1度は第三者機関が条例の見直しの必要性を判断し、必要と認められれば、それに応じて条例を見直す。	
第8回 (住民・議会の役割及び責務)	①住民が安心してまちづくりに参画できるように、まちづくりにおいて不当な要求がされないように、公共の利益を守る「行政手続の適正化」の条文は必要。 ②まちづくりにおける住民の権利は、河南町に本当に必要な権利を考えることもなく、権利を規定しすぎると、権利の濫用につながるので、自制したい。 ③まちづくりにおける参画しない権利を規定すると、参画しないことが正当化されるだけなので、規定しない。 ④まちづくりにおいて住民には、知る権利とまちづくりに係る発言・行動に責任をもってもらい、責務等の表現は、役割という表現に置き換えるなど柔らかない表現とする。 ⑤議会・議員の役割及び責務について、先行自治体では、周知目的で、現在実践していることを条文に規定している。 ⑥議会・議員の役割及び責務について、懇話会に参加されている議員を通じて、議会としての見解を今後の懇話会で確認する。	
第9回 (行政の責務、条例の総則)	①首長、執行機関等全体、職員それぞれに役割・責務を定めるべき。 ②行政の主な役割は住民がまちづくりに参画する機会の保障であり、まちづくりを遂行する職員個人は、住民への適切な対応のための自己研鑽が、主な役割となる。 ③住民の定義について、現行の総合計画では、住民・事務所・ボランティア・大学、NPOなどの役割分担によるまちづくりという考えが挙げられているので、総合計画と整合性のある定義とする。	